

【議事録】第 261 回大阪海区漁業調整委員会

1. 開催日時	令和 6 年（2024 年）9 月 3 日（火曜日） 午後 3 時から午後 3 時 45 分
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、樋口 正明、多田 稔（オンライン）、村上 知子、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	山脇 敏広、福原 敬介、三島 博樹、井上 実、 山本 圭吾（水産技術センター）
5. 事 務 局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示 （2）大阪府漁業調整規則の改正素案 （3）さかなかご漁業の取扱い （4）次期「豊かな海づくりプラン」の策定
7. 議事概要 事務局 (大道書記長)	定刻となりましたので、ただ今から第 261 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。 本日は、オンライン出席の多田委員を含め、委員全員に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「漁業許可の公示」 ・「大阪府漁業調整規則の改正素案」 ・「さかなかご漁業の取扱い」 ・「次期「豊かな海づくりプラン」の策定」 の 4 件でございます。 それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
今井会長	只今から、第 261 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。

	はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第9条第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、岡会長職務代理と常松委員にお願いします。よろしくお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (井上主査)	大阪府水産課の井上です。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、ご説明させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2ページ目の下部の第11条が根拠条文となります。 本条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。 また、次ページにあります、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、参考資料1-1をご確認ください。諮問文のとおり、前回の委員会である7月23日の第260回委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。 1枚めくっていただいて、海区委員会資料1をご覧ください。表にあります通り、たこつぼ漁業で4件、ひきなわ漁業で3件、あなごかご漁業で3件、いかかご漁業で1件、新規許可の要望が出ております。 漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1-2に掲載しております。高石市漁協、深日漁協、大阪市漁協、泉佐野漁協からの要望になります。 申請すべき期間については、許認可方針通り2ヶ月間としており

	ます。 説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますします。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(質疑等なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、本議題については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事務局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
今井会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題２、「大阪府漁業調整規則の改正素案」について、水産課から説明をお願いします。
水産課	水産課の池田でございます。よろしくお願いいたしますします。

(池田副主査)	大阪府漁業調整規則の一部改正の素案について説明いたします。 資料２の裏面、２ページをご覧ください。 参考の現行の規則及び改正予定内容をご覧ください。 先んじてお伝えしておきますと、今回の改正は、大阪府の漁業者の方には特に影響のあるものではございません。 １つ目が、衛星船位測定送信機等の備付け命令である第４５条に対するものです。こちらは、外洋で漁業を行う者等に対する衛星船位測定送信機の備え付けに関して記載されています。今般、備付をした電子機器を故意に破壊する者が見受けられるため、電子機器の機能を損なう行為をしてはならないという文言を追加するものです。 ２つ目が、刑法の改正に基づくもので、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑にするというものです。具体的には、第５０条の「六月以下の懲役」の「懲役」を「拘禁刑」に変更するものです。 ３つ目が、文言の適正化です。第５０条や第５１条において、「者は、」を「場合には、当該違反行為をした者は、」といった変更をするものです。 改めまして、今回の改正に関して、大阪府の漁業者の方に、何かしてもらわないといけないものではありませんこと、お伝えいたします。 最後に今後のスケジュールに関しては、「３．改正スケジュール」をご覧ください。 府民に対するパブリックコメントを今月に行いまして、案を１２月の海区委員会で諮問させていただく予定です。その後、水産庁と協議を行い、庁内での手続きを済ませ、令和７年４月以降に公布・施行を行う予定です。 説明については、以上です。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(質疑等なし)

今井会長	特にご質問等が無いようですので、議題2については、これまでとします。 それでは、次の議題に入ります。 議題3、「さかなかご漁業の取扱い」について、審議をお願いしたいと思います。 はじめに、さかなかご漁業に係る委員会指示の発出経緯等について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (久保書記)	大阪府水産課の久保です。 経緯については、委員会資料3－1をご覧ください。 この委員会指示については、これまでこの委員会でも3回、ご審議いただいていますので、経緯の説明も同様のことになりますが、説明させていただきます。 経緯としては、平成に入ってかご網のサイズが大型化し始め、平成5年頃に直径3mのかご網が使われ始め、同じような場所で操業する刺網などの上に設置され、漁業調整上の問題になりました。 この問題を解決するために、委員会でさかなかごについて審議がされました。平成5年頃に使われた漁具が非常に大きいということで、さかなかごのサイズを1m以内にすること、地先漁業権内で操業することとし、1年ごとに委員会指示を出して、かご網の大きさや操業場所を規制することにより、自由漁業としてトラブルを防いできました。 第1回目は平成6年10月1日に発出し、9月30日までの1年として、それ以後1年ごとに指示を30年間継続しています。 これまでも自由漁業のさかな籠網を許可制に移行してはどうかという議論もありました。令和3年に許可制の議論が起き、それまでさかなかごが操業されている南部8漁協と中部1漁協を中心に調査していましたが、令和4年に中北部も含めた全漁協を調査したところ、かごの使用数も少なく、資源的にも問題がないということ、問題になっていたことも是正され、隣接漁協とのトラブルもなく、許可制に移行しなくてもよいだろうと判断され、委員会指示を継続することになり、本日に至っています。

	令和6年についてもトラブルがなかったことから、例年のように委員会指示を出していただければと考えていますが、その前に本年の調査状況をお聞きいただいてご審議いただければと思います。
今井会長	ありがとうございます。 続いて、委員会が指示を出すかどうかを検討する材料として、さかなかご漁業の実態調査を例年、鍋島専門委員と水産課で行っていただいています。 その調査結果について、鍋島専門委員から説明をいただき、その後、さかなかご漁業の委員会指示についてご審議いただきたいと思います。 鍋島専門委員、よろしくお願いします。
鍋島専門委員	令和6年のさかなかごの実態調査について報告します。 参考資料3-1をご覧ください。 令和6年度のさかなかご漁業の実態調査を、令和6年7月17日、18日、19日、24日、29日の5日間で行いました。これまで調査していた南部地区8漁協の樽井から小島までと、今回は北中部3漁協の高石、忠岡、春木の11漁協で行いました。 調査内容はさかなかご漁業者または漁協職員等から、使用漁具のサイズ、操業海域、操業方法、漁獲実態を聞き取り、漁港に置かれている漁具の写真撮影と測定を行いました。 過去に、写真1の直径2～3mの大型さかなかごが使用され問題となり、平成6年に1m以下のさかなかごを使用するように委員会指示が発動された後、1m以上の大型さかなかごは減少していきました。 令和2年の調査でわずかにサイズを超過した漁具が見られましたが、漁協へ確認し、通知した結果、令和5年7月以降は1mを越えるかごは使用されていませんでした。過去に問題になった大型かご網が漁港内に置かれていましたが、別用途に使う材料として置かれていえるので、写真を撮りました。 現在使用されているさかなかごは形状から9種あり、主な8種を示しました。製作が難しいかまぼこ型と円錐台形はごく僅かになっ

ています。

写真2の円柱形は8漁協が使用し、直径は60～100cmで、漁協により使い方が異なり、多くは、春3月からツゲの枝を入れたコウイカ漁（いかかご）、イカ漁終了後の6月頃からカサゴ、メバル等の魚漁（さかなかご）、秋9月以降にユウレイクラゲを餌にしたカワハギ漁（こうべかご）と、漁獲対象を替えて使います。さかなかごでは餌を入れずに操業することが多いようです。

写真3の円錐台形は3漁協が使用し、底面の直径は80～97cmで、春のコウイカ漁が終わると、通常のさかな籠として使い、秋にカワハギ（こうべかご）を獲ることが多い。この型は昭和53年頃から利用されているが、製作が難しく、更新されずに減少傾向にあります。

写真4の箱型は1漁協が使用し、最大辺89cmで餌を入れずにメバル・カサゴ・タコなどを漁獲します。

写真5のドーム型は3漁協が使用し、最大径75cmで上部が開きます。秋のカワハギ漁（こうべかご）などに使用しています。

写真6の多角形（八角）は岬町谷川で漁業者が自作し、2漁協が使用し、直径94～100cmで、流れが早い場所で使うかごは高さが20cmで、コウイカやカワハギを獲るには高さ40cmのかごを使用しています。

写真7のUF0型は5漁協が使用し、直径は70～78cmで中央の支柱を立てて成形する折畳式で、平成13年に導入され、餌を入れてタコを主な漁獲対象としています。

写真8の折畳式楕円形は8漁協が使用し、長辺60～98cm、高さ30～80cmが使用されています。南部で九州の業者からの見本が100cmを越えるものがみられたが、現在は業者に使用基準を通知し、1m以下のサイズに製作されたものを購入し、現在は98cmのものが購入されています。

写真9の折畳式黒四角形は黒い網を張った直方体で、8漁協と多くの人が持っており、タコが多いときに出してきて、タコ漁に使われています。

さかなかごは11漁協で兼業で操業し、使用数が多いのは円柱形、折畳式楕円形、UF0形です。すべて1m以下でした。

本年はコウイカが例年並み、タコが昨年から今春まで不漁であったが、本年は7月から平年並みに漁獲があります。タコを狙う場合は折畳式楕円形、UF0 型、円柱形、折畳式黒四角形が使用され、餌にイワシ、コノシロなどを入れます。

カワハギ・ウマヅラハギ漁（こうべかご）にはエビ・シャコ、イガイ類・カキ等のボイル（腐敗による溶解を防ぐ）やユウレイクラゲを餌にしますが、今年はミズクラゲが6月頃に減少し、ユウレイクラゲが例年より早く初夏から多量に発生しています。餌のクラゲが多いことと、クラゲについている稚魚数が多くないことから、籠への入網が少ないことが懸念されます。

カサゴ等の魚を狙う場合は餌を使用せず、春先のイカ漁はツゲの枝を束ねて籠に入れ、産卵に入るコウイカ、シリヤケイカ、カミナリイカを漁獲します。

メバル、カサゴ、アイナメ、ナマコは近年減少傾向で、特に温暖化によりメバル、アイナメの減少が大きい。キジハタ、ヒラメは種苗放流を行っており、アイゴは温暖化により増加傾向にあり、これら以外にも多様な生物を漁獲しているが、資源が減少傾向にあります。

次に参考資料3－2をご覧ください。

調査した11漁協で使用されているかご網種類とそのサイズ、操業者数、漁業実態、漁獲状況を漁協ごとに示しています。すべての漁協で1m以上のかご網の使用はなく、問題はありませんでした。

Aの樽井漁協は円柱形を使用し、主にはいかかご漁を行い、魚が多そうなときにはさかなかご漁を行い、使わない年もある。

Bの尾崎漁協は円柱形、折畳式楕円形、箱型を使用し、2人がさかなかご漁を行っています。

Cの西鳥取漁協は円柱形、折畳式楕円形で1人がさかなかご漁をしています。その他5人がたこかご漁を操業しています。

Dの下荘漁協はUF0 型、折畳式楕円形と黒四角形、ドーム形を使用し、さかなかご漁は4人が行っています。

Eの淡輪漁協は円柱形をさかなかご漁に、UF0 型をたこかご漁に、折畳式楕円形をいかかご漁に主に使用しています。円錐台形・多角形もあるが、ほとんど使用していません。

	Fの深日漁協は円柱形をいかかご漁とさかなかご漁に使用し、UF0型と折畳式黒四角形をたこかご漁に使用しています。魚の種類が多く入ってくる。 Gの谷川漁協は自作している多角形、UF0形、円柱形、折畳式橢円形と折畳式黒四角形を使用し、いかかご漁とさかなかご漁、たこかご漁を行っています。 Hの小島漁協では円柱形、UF0型、折畳式橢円形を使用し、いかかご漁、さかなかご漁、たこかご漁に使用しています。ここでは漁協でメバル等の稚魚を購入して地先内に放流し、タコや魚も小型サイズは再放流し、資源を有効利用しています。流速が早く、鉄筋をつけて重くしている。 Iの高石漁協は円錐台形、ドーム形、折畳式橢円形と折畳式黒四角形をもち、4人が魚やタコが見えてきたときに使用しています。 Jの忠岡漁協では折畳式橢円形が、Kの春木漁協ではドーム形のかごが少数漁港にみられた。 現在の漁業状況としては、キジハタ、ヒラメが多く、昨年不漁だったマダコが夏ごろから漁獲が回復してきた。魚が全般に減少気味で、特にメバルが減っている。 ユウレイクラゲが夏前から多く見られるとのことでした。 トラブルがなかったか聞き取りしたが、漁協内で申合せをしているのでトラブルはなかったとのことでした。 今回は1m以上のかご網は使用されておらず、問題はありませんでした。以上です。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今、鍋島専門委員から、さかなかご漁業の実態調査の結果について報告がありました。 現在発動中の委員会指示の期間が、今月末に満了いたします。 本委員会指示を引き続き出すかどうかと言う事ですが、さかなかご漁業の委員会指示について、水産課として意見や希望はありますか。
水産課	ただ今、鍋島専門委員から本年のさかなかご網の実態やトラブル

(久保補佐)	の有無の状況が報告されました。これまで委員会から指示を発出していただき、使用するかご網の大きさや設置場所等について、漁業者にご理解いただけているものと考えております。 また、委員会指示を出しているのので、守っていただいていると感じております。 水産課としては、この状況を維持していくためにも、今年は、これまでと同様の内容の委員会指示の継続をお願いしたいと考えております。
今井会長	水産課としては、漁業秩序を維持するために、これまでと同様の内容で指示を継続してほしいということですが、皆さんいかがでしょうか。
各委員	(質疑・異議なし)
今井会長	現時点でトラブルもなく、サイズも守られているということで、特にご意見等なければ、さかなかご漁業の取扱いについて、委員会指示を継続するという事でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	それでは、引き続き指示を発出することに決定します。 指示案文等の説明を事務局からお願いします。
事務局 (大道書記長)	委員会資料３－２をご覧ください。 こちらを、海区委員会からの指示案文とさせていただきたいと考えております。内容については、日付を変更している以外は昨年度と同様です。漁具の制限として１ｍ以内、操業場所は各漁協の沿岸部の共同漁業権内とし、それ以外は隣接漁協との合意に基づく場所としています。 次に、委員会資料３－３をご覧ください。 こちらは、海区委員会から漁業者へ周知させていただく案文です。留意点等は昨年度と同様です。

	目合いは 10 節以上、かご数は資源保護に配慮した数、操業に当たって他業種の操業を妨げないように話し合い、自主調整に努めましょうとしています。 こちらに、委員会資料 3－4 の大阪府公報に登載する委員会指示の内容の資料を付けまして、各漁協に漁業者への周知をお願いする予定です。 事務局からは以上です。
今井会長	何か質問等ありますでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、議題 3 については、これまでとします。 それでは、次の議題に入ります。 議題 4、「次期「豊かな海づくりプラン」の策定」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (福原総括主査)	次期「豊かな海づくりプラン」の策定」について説明させていただきます。それでは資料 4 をご覧ください。 大阪府では、水産業振興に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、行動計画である「新・大阪府豊かな海づくりプラン」により、基本目標：「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくりを掲げ、表に記載の 6 つの取組を進めてまいりました。 この平成 27 年度に策定した本プランは、今年度が最終年度となります。 そのため、水産業を取り巻く環境の変化や適切な水産資源の管理、水産業の持続的な発展に向け、施策の方向性と漁業者の特性に応じた振興策等を取りまとめた次期プランを、今年度中に策定してまいります。 資料中段の「水産業を取り巻く環境の変化と課題」において、全国的な状況の変化としては、海業の推進、漁業法の改正などがあり、また課題としては、温暖化等による魚の分布と漁獲量の変化、漁業

	者の減少などがあげられます。 資料の中断右側にある写真は、体験漁業とカキ小屋の写真で、海業として海や漁港といった地域資源の価値や魅力を活用し、賑わいや所得と雇用を生み出すことが期待される事業です。大阪府内では地曳網などの体験漁業や、カキ小屋やマルシェ、青空市場などを含めた事業があります。 「大阪府の状況」としましては、港ごとに漁獲量に大きな差があることや大阪関西万博や全国豊かな海づくり大会などの大規模イベントの開催などがあげられます。 また、策定に当たり、漁業者にもヒアリングを実施しており、海業などに取組むノウハウが無い、付加価値や魚の売り方の工夫が必要といった意見を聞き取っております。 次期プランの策定に向けた検討においては、先ほど申し上げた環境の変化や課題を踏まえつつ、資料に記載の①水産業の振興、②大阪湾の保全・再生、③府民への恵みの提供、④安全安心の視点で検討を進めてまいりたいと考えています。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(質疑等なし)
今井会長	特にご質問等がないようですが、他に事務局から連絡事項等がありますか。
事務局 (池田書記)	事務局の池田でございます。よろしくお願いいたします。 令和6年7月10日に水産庁で開催されました、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の際の要望書について、前回の海区委員会にて、多田委員からご質問いただいた件について、回答いたします。 要望書の新規要望項目として、「沿岸まぐろはえ縄漁業」が取り上げられていたが、具体的な内容はどのようなものか、というご質

	問でした。 こちらは、大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。というものでした。
今井会長	ありがとうございます。他に、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各委員	(意見等なし)
今井会長	特にご質問等がないようですが、他に連絡事項等がありますか。
事務局 (大道書記長)	次回の開催日については、10月7日(月曜日)の週、10月15日(火曜日)、10月17日(木曜日)のうちの1日で考えています。皆様のご都合はいかがでしょうか。 (各委員の日程を確認したのち) それでは、10月8日(火曜日)15時から開催いたしますので、次回もよろしくお願いします。 話は変わりますが、「全国海区漁業調整委員会連合会の西日本ブロック協議会」が11月7日、8日に大阪府で開催が予定されています。 西日本の海区漁業調整委員会の水産庁への要望事項の検討を行います。11月7日(木曜日)午後1時に大阪市内で会議がありますので、ご参加願います。8日には視察を考えています。 7日の会議の後に懇親会も考えていますので、そちらもご参加願います。詳細については、後日案内させていただきます。 事務局からは以上です。
今井会長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないよ

	うであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。
--	---